

朝鮮人戦没者遺骨問題に關する件

(三一、二、七)
ア一課

本件に關し、六月六日、厚生省側面吉宇

と協議した結果、日と決り通し。

一、戦没者数

(A) 終戦時にあける朝鮮人元軍者数は、

陸海軍を合算せ約二七万七、〇〇〇名(内陸軍)

極秘

二五万七、〇〇〇名、海軍一三万名)である。

(B) 戦没者総数は二万二、三四五名で、その内

証は次のとおり。

(1) 陸軍

(A) 確定戦没者数

軍人

五、六三〇名

軍属

一、九〇八名

小計

七、五三八名

(B) 推定戦没者数

軍人

四九七名

軍属

一〇八四名

小計

一、五五一名

合計

九、一一九名

(2) 海軍

軍人等及軍主幹部者数

一三、二二六名

但し左数字は暫定的なものなり、最終的數字ではなり。

(C) 遺骨及び靈柩送還状況

外務省

(1) 陸軍関係 終戦前朝鮮内地に

おいて兵隊等が遺体として発見されたものがある。

資料の多いものゝ数は不名である。終戦

後は送還して兵隊等はなし。

前項朝鮮各地に発見されたものゝ数は

あるものは一、五五八名、何れも未だ送還し

ていない。

外務省

(1) 海軍関係は終戦前鎮海に約三〇〇
 名分及内地に四〇〇名分を占め引渡し
 た。終戦後は昭和二十二年二月及五月の
 二回にわたり約八〇〇名分を引渡し、殊
 り二ハ〇〇名分を引渡し、そのうち
 うち実骨数は約八〇〇名分である。
 二、遺骨引渡方法

(1) 国内的には地方長官の責任にあり世治理
 加各遺家族に引渡し、不明なものについ
 ては政府が管理下に無縁塚に埋葬して
 いる。
 (2) 引渡については、遺骨の所在が政府に直接
 引渡せる経路がある。
 (3) 韓国については、朝鮮と関係もあり、

引渡—には種々の困難を伴うことゝ予
 想を山す^{（か）} 引渡—には次の三法を考へよう
 する。^{（そう）}
 ① 最も容易なるもの。

① リスト記載の全部を韓国代表部に
 引渡す、その後ろ処置については韓国に任
 せ、我方は周知し、（北朝鮮との関係は特
 殊の線とを要する）

② 韓国代表部にリストを提示し、代表部
 として南朝鮮国庫の金を選取させ、これを引
 渡し、尔余は株金も引渡し、（新
 鮮初元で遺家族の南朝鮮初元）
 ③ 連年株金と引渡す、（金）
 等も考へよう、（わが方）
 ④ 韓国側より及第がう想を山す。

⑤ 韓国に於いて戦没者名簿（南朝鮮を含む）

を公示し、その遺家族の申出に基き引渡
す。

（遺族）
右公取ならんには遺家族の証明に付て移国は

移国に協力を要する。右に要する経費

費は、厚生省側より算出せしめられ

三、新設者団体と預貯金

新設者の財産、引取費ならんは未詳

以上等は、昭和二十五年政令才二二号（国

庫外の人等に対する債務の弁済のため

に付て債権の保全に關する政令）に基き債

権とあり、その額は、陸軍省の三、三〇〇

万円、海軍省の二、〇〇〇万円、計約五、三〇〇

万円ある。

右は、未結算者に対する（昭和二十三年十二月十九

日法律第二八二号)に據つたもので、こゝに於て
 と理裁判断 三〇日、引取費ニ二〇日、合計 五〇
 日とあるあり。日人、朝鮮人の主として、
 一、物理的状況によつて、 葬祭料 三、〇〇〇日、
 遺骨引取費ニ二、〇〇〇日、合計 五、〇〇〇日となつて
 あり、旧法にくらべて神事のひろきがあらうが、新
 法による遺及支拂は認めらるゝが、
 昭和三年八月一日法律第二八号 未帰還者遺骨等
 引取及葬祭料 三、〇〇〇日、

外務省

人以外には適用されない。従つて現に多量に於
 (取立確證)のものには、旧基準によるほかは
 ないが、こゝでは韓国側が同意を表明し
 ることには種々の困難があるから、前記
 終了の付く、
 等々内閣
 があるうへ、安永小中給金制度は遠界に渡
 一とは切離し、別途例之は諸君に内閣

外務省

ト一階一々海下ニシカ得第ニある。

会議出席者

外務省側

釘谷 課長

三合 事務官

勝田 事務官

打尾 事務官

厚土 省側

津田 業務課ニ課長

村上 事務官

陳川

三浦

山本

河村 一名

外務省